

6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：三木町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.5%
全職員	78.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	90.5%
本庁課長補佐相当職	92.7%
本庁係長相当職	94.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.1%
31～35年	89.1%
26～30年	93.5%
21～25年	80.4%
16～20年	97.8%
11～15年	97.5%
6～10年	86.3%
1～5年	96.5%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員について】

- ・ 県などからの派遣職員のうち、基本給の支給のない者は除外している。
- ・ 高い役職段階に男性が多い（本庁課長相当職は男性が68.1%を占める）ため、給料や管理職手当の支給が男性に多い。また、男性に対する時間外手当の支給率は一人当たり女性の1.53倍であり、男性の平均給与が高く算出される要因となっている。
- ・ 保育教諭は中級（短大卒）の採用枠で採用しており初任給が一般行政職に多い上級（大卒）採用よりも下回る。保育教諭の95.6%が女性であることから、任期の定めのない常勤職員内で男女間の給与差が見られる。
- ・ 男女間で休業・休職の期間に差があり、特に育児休業においては女性職員が長く取得する傾向がある。期末勤勉手当の支給額は休業・休職期間を除いた在職期間に基づいて支給されるため、女性職員への支給額が少なくなっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員について】

- ・ 日給または時給の報酬形態をとる職員は、算出対象から除外している。（勤務時間数の変動が全体の給与額算出に与える影響が大きいため。）
- ・ 昨年公表値と比較して任期の定めのない常勤職員以外の職員の給与の男女差が縮小しているが、これは会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が開始したことが寄与していると考えられる。

【全職員について】

- ・ 男性は男性全体の内73.0%が常勤職員であるが、女性は女性職員の内49.0%が常勤職員である。常勤職員以外の職員（内会計年度任用職員）は常勤職員と比較して、支給される手当の種類が少なく、相対的に給与水準が低いため、職場全体としてみたときに、女性の平均給与が低く算出される。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。